

欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額3,000円及び5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑥四季の会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市各地区からの集まり、会社員、事業主、農業者等を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や教育、子育て支援、高齢者福祉等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑦第一金曜会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

- ・会の構成員及び目的
中央市役所の職員及びOBを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換
- ・会の具体的な内容
私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。
地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。
飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。
- ・県政との関連
県立病院や教育、子育て支援、高齢者福祉等をテーマとして議論
関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。
また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。
会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。
また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。
したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑧ふじみ会 (3,000円×12回=36,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

- ・会の構成員及び目的
中央市各地区からの集まり、市議会議員、市職員、経営者、会社員等を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換
- ・会の具体的な内容
私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。
地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。
飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。
- ・県政との関連
県立病院や教育、子育て支援、山梨大学進入路の拡幅等をテーマとして議論
関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。
また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、

情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額3,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件使途基準に違反するとは認め難い。

⑨誠会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市各地区からの集まり、市議会議員、農業者、事業主、会社員等を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や教育、子育て支援、入札制度等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件使途基準に違反するとは認め難い。

⑩夢の会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市内各地区、特に旧田富地区の経営者、会社員等を構成員とした県政全般

及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。
地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や教育、子育て支援、西花輪交差点等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑪若宮会 (3,000円×12回=36,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中央市若宮地区の集まり、事業主、経営者を構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する意見交換

・会の具体的な内容

私からそのときの県の重要課題の状況や私の意見を説明した上で、議論する。
地域の課題について参加者から状況を聴いて今後の対応を考える。

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行っている。

・県政との関連

県立病院や教育、子育て支援、地上デジタル化等をテーマとして議論

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額3,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

(2) 保延議員について

①二三会（5,000円×12回＝60,000円）、五実会（5,000円×12回＝60,000円）、正友会（5,000円×12回＝60,000円）、葦高五日会（5,000円×12回＝60,000円）については、平成21年10月29日収支報告書を訂正し、研修費240,000円を支出から削除されていることから、県からの政務調査費が充当されている事実は認められない。

②13日会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

敷島・甲府地区事業主・経営者の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

インフラ整備に関する意見交換、定例会（6,9,12,2月）に先立ち地域の要望及び意見交換、定例会（6,9,12,2月）の報告及び意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反する

とは認め難い。

③一八会 (5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

敷島地区事業主・経営者・サラリーマン・農業者の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心
飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

商業振興に係る意見交換、インフラ整備に関する意見交換、定例会(6,9,12,2月)に先立ち地域の要望及び意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

④33会 (5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

甲斐市・北杜市・甲府市サラリーマン・教師の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心
飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

商業振興に係る意見交換、農業振興に係る意見交換、インフラ整備に関する意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件使途基準に違反するとは認め難い。

⑤一栄会 (5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

中村地区の後継者との集まり、農業者・サラリーマン・経営者の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

亀沢地区農業振興に関する意見交換、亀沢地区地域課題に関する意見交換、亀沢地区インフラ整備に関する意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑥北山会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

敷島・甲府地区NPO法人設立に関する事業主・経営者の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

環境、インフラ整備に関する意見交換、定例会（6,9,12,2月）に先立ち地域の要望及び意見交換、定例会（6,9,12,2月）の報告及び意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑦厚志会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

敷島地区住民の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

敷島地区商業振興に係る意見交換、地区農業振興に関する意見交換、インフラ整備に関する意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

請求人の陳述にあった「平成20年8月26日甲斐市で厚志会に出席し意見交換会を行っているが、同日は県外調査（島根県、山口県）に出張している。」との主張について確認したところ、当日は県外調査に参加しており、厚志会に出席している事実は確認できなかった。したがって、この会合に対する会費5,000円を政務調査費から支出することは認められない。

その他の支出については、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑧さかもと会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

甲斐市経営者・事業主の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

敷島地区農業振興に係る意見交換、地域課題に関する意見交換、地域商工振興に関する意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑨昭明会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

県下全域事業主・経営者の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

商業振興に係る意見交換、インフラ整備に関する意見交換、定例会（6,9,12,2月）に先立ち地域の要望及び意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑩千両会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

敷島・双葉地区事業主・議員・主婦の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交

換を行う。

・県政との関連

インフラ整備に関する意見交換、定例会（6,9,12,2月）に先立ち地域の要望及び意見交換、定例会（6,9,12,2月）の報告及び意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑪立沢会（5,000円×3回＝15,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

甲斐市・甲府市内経営者・事業主の集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

インフラ整備に関する意見交換、定例会（2月）に先立ち地域の要望及び意見交換、定例会（12,2月）の報告及び意見交換等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された

内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑫天狗会 (5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員及び目的

双葉・敷島地区農業者・サラリーマンの集まりを構成員とした県政全般及び地域の課題等に関する質問、意見、要望等に関する意見・情報交換等を目的とする。

・会の具体的な内容

私の県政活動の報告と、それに対する質問、意見・情報交換が中心

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中は、引き続き意見交換、情報交換を行う。

・県政との関連

地域商業振興に係る意見交換、地域課題に関する意見交換、インフラ整備に関する意見交換等。

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても意見交換、情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

請求人の陳述にあった「平成20年8月28日甲斐市で天狗会に出席し意見交換会を行っているが、同日は県外調査（島根県、山口県）に出張している。」との主張について確認したところ、当日は県外調査に参加しており、天狗会に出席している事実は確認できなかった。したがって、この会合に対する会費5,000円を政務調査費から支出することは認められない。

その他の支出については、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

(3) 土橋議員について

①異業種交流会 (5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

弁護士、税理士、歯科医、その他異業種の経営者の集まりを構成員とした県政報告に対する質問、意見・情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

請求人の陳述にあった「平成20年9月2日甲府市で異業種交流会に出席しているが、同日は県外調査（岩手県、福島県）に出張している。」との主張について確認したところ、当日は県外調査に参加しており、異業種交流会に出席している事実は確認できなかった。したがって、この会合に対する会費5,000円を政務調査費から支出することは認められない。

その他の支出については、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

②やまびことおる会（4,000円×11回＝44,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

市内全域の農家・商店主・サラリーマンの集まりを構成員とした県政報告、地域の話題、問題、課題等についての意見・情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。会費への政務調査費の充当額4,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

請求人の陳述にあった「平成20年9月3日甲府市でやまびことおる会に出席しているが、同日は県外調査（岩手県、福島県）に出張している。」との主張について確認したところ、当日は県外調査に参加しており、やまびことおる会に出席している事実は確認できなかった。したがって、この会合に対する会費4,000円を政務調査費から支出することは認められない。

その他の支出については、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

③政治研究会（5,000円×10回＝50,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

甲府市長、市議会議員もいる集まりを構成員とした市長、市議、県議からの市政・県政報告、意見・情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

県市連携事業、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、活動記録票は6月分を除きすべて提出されており、領収書の写しはすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

6月の会合の会費は、翌月7月に一括して支出されており、6月の活動記録票が提出されていないことから、6月の会合への出席が確認できなかった。したがって、この会合に対する会費5,000円を政務調査費から支出することは認められない。

その他の支出については、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

④NMCグループ（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

貴金属業界の同年代の集まりを構成員とした業界内の問題等の意見・情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、活動記録票は2月分を除きすべて提出されており、領収書の写しはすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

2月の会合の会費は、翌月3月に一括して支出されており、2月の活動記録票が提出されていないことから、2月の会合への出席が確認できなかった。したがって、この会合に対する会費5,000円を政務調査費から支出することは認められない。

その他の支出については、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑤山梨経済研究フォーラム11日会(5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

ライオンズのメンバーで、異業種の集まりを構成員とした県政報告と情報交換
飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑥山彦14日会 (5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

異業種の集まりを構成員とした県政報告に対する質問、意見・情報交換
飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の
状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政
報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可
欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換
が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であっ
た。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されて
いた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された
内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反する
とは認め難い。

⑦異業種交流十六日会 (5,000円×11回=55,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

ライオンズクラブのメンバーで4つのクラブの有志の集まりを構成員とした
異業種のメンバーが集まり、ボランティア等様々な情報交換
飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の
状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政
報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可
欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換
が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であっ
た。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出され
ていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示さ

れた内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑧明清会（5,000円×6回＝30,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

- ・会の構成員、目的及び具体的な内容

県議と執行部幹部を構成員とした議員と執行部との意見交換会

飲食前の研修の時間は60分で、食事中も情報交換あり。

- ・県政との関連

県政勉強会

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、議員と行政関係者が、意見交換、情報収集を行うことは、調査研究活動の一つとして運用指針に例示されている。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑨メイプル会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

- ・会の構成員、目的及び具体的な内容

貴金属業界の社長の集まりを構成員とした県政報告に対する質問、意見・情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

- ・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出され

ていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑩口の会 (5,000円×6回=30,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

弁護士、公認会計士、土木・不動産・建築会社・経営コンサルタント、その他の集まりを構成員とした県政報告に対する質問、意見・情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑪一友会 (5,000円×12回=60,000円)

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

市内全域の集まりを構成員とした県政報告と情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であつ

た。

また、関係書類の調査の結果、領収書の写し及び活動記録票はすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

したがって、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

⑫義理恩会（5,000円×12回＝60,000円）

関係人に対する調査の結果、次のとおり回答があった。

・会の構成員、目的及び具体的な内容

貴金属業界の一人で仕事をしているような人の集まりを構成員とした県政報告に対する質問、意見・情報交換

飲食前の研修の時間は20～30分で、食事中も情報交換あり。

・県政との関連

新年度事業内容の説明、議会の一般質問に向けた意見聴取、議会の一般質問の状況報告等

関係人に対する調査の結果から、研修費として会費を支出した会合の中で、県政報告や意見聴取を行うことは、県民の多様な意見等を県政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動に適するものといえる。

また、会合の飲食前に研修の時間があり、飲食を伴う懇談会においても情報交換が行われているということから、専ら飲食を目的とした会合であるとは認め難い。

会費への政務調査費の充当額5,000円は運用指針に定める限度額の範囲内であった。

また、関係書類の調査の結果、活動記録票は1月分を除きすべて提出されており、領収書の写しはすべて提出されていた。提出された領収書の金額、活動記録票の記載内容はすべて手引きに示された内容に準拠していた。

1月の会合の会費は、翌月2月に一括して支出されており、1月の活動記録票が提出されていないことから、1月の会合への出席が確認できなかった。したがって、この会合に対する会費5,000円を政務調査費から支出することは認められない。

その他の支出については、この会費に政務調査費を充当することが、本件用途基準に違反するとは認め難い。

(4) まとめ

本件措置請求のうち、保延議員の厚志会に支出した会費5,000円及び同議員の天狗会に支出した会費5,000円、土橋議員の異業種交流会に支出した会費5,000円、同議員のやまびことおる会に支出した会費4,000円及び同議員の政治研究会に支出した会費5,000円、また、監査の過程で確認された土橋議員のNMCグループに支出した会費5,000円及び同議員の義理恩会に支出した会費5,000円については、政務調査費から支出することは認められない。

〔3〕 本件支出による損害について

保延議員については、政務調査費から支出することが認められない研修費合計10,000円を政務調査費の支出合計2,857,823円から控除してもなお、控除後の政務調査費の支出合計2,847,823円が交付額2,760,000円を上回るため、県に返還すべき金額は生じない。

土橋議員については、政務調査費から支出することが認められない研修費合計24,000円を政務調査費の支出合計3,141,093円から控除してもなお、控除後の政務調査費の支出合計3,117,093円が交付額2,760,000円を上回るため、県に返還すべき金額は生じない。

3 結 論

以上のとおり、本件措置請求について、清水議員に対する請求は、請求に係る事実が存在しないため却下することとし、河西議員、保延議員及び土橋議員に対する請求については、いずれも勧告の必要がないものと判断する。

(意見)

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

政務調査費は、議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するためのものであり、これをどのように活用するかは、本来議員の自立的判断にゆだねられるべきものである。しかし、その反面、政務調査費は、その使途が限定され、県政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充てることは許されず、交付を受けた議員に会計帳簿の調整や証拠書類等の整理保管を義務づけている。これは、政務調査費の原資は税金であることに鑑み、その使途については、透明性が確保されることが重要であり、議員自らが、県民に対して説明責任を果たすことが求められているためである。

こうした中、本県議会は、収支報告書への領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けた条例の改正や使途基準の運用指針の作成など、政務調査費のより一層の透明性の向上を図る取組みを積極的に重ねてきたところである。

今回の措置請求は、こうした取組みにより整備された制度のもと最初に提出された収支報告書に対してなされたものである。今回の監査の過程において、いくつか改善すべき点が認められたので、次の事項について検討され、引き続き政務調査費のより一層の透明性の向上を図る取組みを進められたい。

- ① 飲食を伴う会合の会費として政務調査費を支出する場合には、会費を支出する会合の目的や内容が調査研究活動に資するものであること、当該飲食の場所及び内容、支出金額等を考慮し、調査研究に伴うものとして社会通念上適切なものとして許容されることが必要である。

今回監査で対象となった定期的で開催される会合の会費を政務調査費で支出する場合には、収支報告書に会の会則や規約、活動報告など会の具体的な活動内容が把握できる証拠書類の添付を求めるなど、より一層の透明性の向上に努められたい。

- ② 今回、監査の過程で本人の出席が確認できない会合の会費に政務調査費が支出されていることが認められた。これらの事例は、政務調査費収支報告書全体の正当性、信頼性を大きく損ねることとなる。

会合の会費にかかる活動記録票については、調査研究活動の実績に即して提出されることを「手引き」に明記されたい。

また、議長は議員に対し、「手引き」の記載内容の周知徹底をはかり、政務調査費収支報告書の提出があったときは、その内容について十分チェックされたい。

- ③ 議員が行う活動は、政務調査活動の他に政党活動や後援会活動など様々な活動があり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、これらが渾然一体となっている場合も多い。議員の幅広い活動における事務処理の効率性を考慮し、対象経費の按分によることも可能とされている。

研修費における会費についても経費按分の考え方を検討されたい。また、各議員の按分処理にあたっては、その根拠を議員自らが合理的に説明されるよう留意されたい。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番